

地方自治体のパートナーシップ 証明制度と同性婚への展望

講師：二宮 周平 さん
立命館大学法学部教授、日本学術会議連携会員



開催概要

日時：2021年3月11日
場所：オンライン（Zoom）
参加人数：62人
担当：世話人会

まず、地方自治体のパートナーシップ証明制度はどのようなものかについて、類型化して説明がなされ、渋谷区のように区の条例としているのは少なく、多くの自治体は要綱である。人権と多様性が明確に打ち出されているか、生きづらさや困りごとの解消の視点で行われているかの違いがあるといくつかの事例が紹介された。

次に、パートナーとしてどのように扱われるかについて、「配偶者」として扱う自治体、里親登録も可能になる自治体等の紹介があり、生命保険など企業の対応について、さらに同性カップルの共同生活の一方的な解消に対する損害賠償事件などの裁判で、「婚姻に準ずる関係」として認めた判例などが紹介された。

最後に、同性婚への展望ということで、世界の動向と日本の動向が紹介された。アジアでは台湾が最初に同性婚法を成立させ、2019年5月24日に施行されている。日本は2018年6月、立憲民主党、共産党、社民党が婚姻の性中立化の法案を議員立法として共同提案、2019年2月全国4か所で同性婚を認めない民法・戸籍法は違憲であるとして国家賠償請求訴訟を提訴、これらの動向とあわせて日本学術会議法学委員会や日弁連の対応についても言及。また、2018年10月の調査では、同性婚の合法化の賛成は78.4%にも達すると言及。

明らかに、婚姻の意義が変化してきている中で、明治民法の時代に成立した家制度、高度経済成長を支えた性別役割分業に基づく婚姻、家族の在り方が問われている。同性婚法を成立させることは、性別役割分業を問い直し、選択的夫婦別姓制度導入につながる等が述べられた。

講演後、活発な質疑が交わされ、時機にかなった有意義なセミナーであった。